

建築物における最近の主な事故事例

(平成22年12月1日～)

※特定行政庁等から情報提供があった建築物に関する事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-------------------|--|-------|---|---|
| H22/12/03 | 東京都内 | 事務所・飲食店・遊技場(カラオケ) | 工作物(広告板)のメンテナンス用梯子(長さ10.4m・重量4000N)が強風にあおられ落下し車両に損傷を与えた。梯子が街路樹にあたり枝が折れて落下し、折枝が通行していた女性の腕に当たり、打撲傷を負う。 | 軽度の打撲 | ○特定行政庁において調査を実施 ○梯子は上部のレールを一对のローラーで挟むだけで自重で広告塔に引っかかっている構造であり、不使用時は抜け防止ピンで固定することになっているが、抜け防止ピンでの固定を怠ったため、強風であおられて脱輪、落下したと考えられる。 | 国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H22/12/09 | 北海道内 | 工場 | 資材を戸(報道ではシャッターだが、通常の巻上式とは違う)外部に搬出作業の後、戸の真下の位置から内部にある閉鎖ボタンスイッチを押したところ、ワイヤーが切れ、被害者を直撃した。社員が発見した時の状況では、被害者が戸の下敷きとなり、倒れていたとのことである。 | 死亡 | ○特定行政庁において調査を実施 ○一般に使用されているシャッターではなく、所有者の自社製のシャッターであり、当該以外の施設では使用されていない。 | 特定行政庁から所有者に対し、改善、再発防止、今後の維持保全指導を文書により通知。 |
| H22/12/10 | 岐阜県内 | 事務所 | 建築物屋上の南東角付近の外壁(モルタル片)が一部落下 | なし | ○特定行政庁において調査を実施 ○平成17年度～18年度に外壁面の補修を実施したが、事故部分は補修の範囲外であった ○建築物の老朽化に伴い、建築物の躯体と仕上げ材の間に浮き部が発生したことによるものと考えられる | ○外壁面のうち、補修済みの範囲を除き全面について補修を実施する予定 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H22/12/12 | 兵庫県内 | 集会所 | 男児が屋根の天窗を突き破って転落 | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施 ○男児が建物の屋根によじ登ったものと考えられる | |
| H23/01/28 | 千葉県内 | 屋内運動場 | 児童二人が、屋内運動場のステージ脇にある放送室内のはしごを登り、屋根裏に上がり更に腰壁を乗り越え、軒裏内部を歩いていたところ、その内一人が軒裏を踏み抜き落下した。 | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施 ○人の侵入を想定していない場所に被害者が侵入したことによるものと考えられる | |

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|---------|--|--------|---|--|
| H23/02/09 | 茨城県内 | 劇場 | 大ホール出口防音扉一枚が倒れ、73歳の女性が下敷きになり左足をケガした | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施 ○防音扉ヒンジ部取付ビスが脱落したことによるものと考えられる | 茨城県が所有者、管理者向けに注意喚起文書を作成した。文書は窓口で配布されるとともに、自治体広報、ホームページに掲載された。 |
| H23/02/13 | 大阪府内 | 共同住宅 | 別の棟に住む小学校の5年生男児が11階付近から転落、地上のコンクリートの路面で全身を強く打って間もなく死亡が確認された。 | 死亡 | ○特定行政庁において調査を実施 ○雨樋をつたって屋上へ登り、降りる際に転落したと思われる。 | 当該建物の屋上への進入防止措置の強化 |
| H23/02/21 | 大阪府内 | 共同住宅 | マンション新築工事現場においてクレーンの腕(ブーム)が破断した。クレーン本体は倒壊しなかったが、倒壊したブームにより隣地内の自動車破損(2台)及び植栽と外構の一部破損。駐車場棟の基礎梁に大小6箇所の破損。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施 ○ブーム過巻停止装置が正常に作動していなかったことにオペレーターが気がつかなかったことにより、ブームが後方に倒壊したものと考えられる | 国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知等を行うよう依頼する予定。 |
| H23/02/23 | 静岡県内 | 店舗兼住宅 | 外壁(モルタル下地タイル貼 縦約2メートル、横約12メートル、厚さ約6センチメートル)が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施 ○モルタル下地への雨水の進入に伴う外壁の劣化によるものと考えられる | ○国土交通省から特定行政庁に注意喚起文書を発出 |
| H23/03/03 | 熊本県内 | 研修施設、劇場 | 福祉センターの浴室天井板が落下 | 打撲、擦過傷 | ○特定行政庁において調査を実施 ○天井下地の腐食によるものと考えられる | ○当該施設は休館中。再開は、改修工事を実施後となる。 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|-------|--------|--|---------|--|---|
| H23/04/01 | 熊本県内 | 飲食店 | 建物5階の飲食店の窓から転落 | 意識不明の重体 | ○特定行政庁において調査を実施 ○被害者(2歳)が事故前に換気のために開けられた窓の窓枠に立っておりその後何らかの原因により転落したものと考えられる | |
| H23/04/08 | 熊本県内 | 共同住宅 | マンションの8階の出窓から被害者(1歳)が転落 | 死亡 | ○特定行政庁において調査を実施 ○事故前に出窓下端から上面が350mm低い位置にあるベッドで被害者が寝ていたことは確認されたが転落の原因の特定には至らなかった。 | |
| H23/04/13 | 愛知県内 | 事務所、倉庫 | 倉庫棟の西側壁面解体時に、西側隣地マンション駐車場へRCの壁が倒れた。 | なし | ○地方整備局及び特定行政庁において調査を実施 ○オペレーター操作ミスにより壁にアタッチメントを接触させたことが原因 ○倒壊防止のために控えワイヤー2本及び重機2台による安全対策はとられていた。 | 国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知等を行うよう依頼する予定。 |
| H23/04/14 | 北海道内 | ホテル | ホテルの正面入口横の駐車スペース(約27m)およびこの箇所と連続する西側(約7m)の地上約4mに設置されている1階庇(計34m)が落下し、駐車中の乗用車6台が損傷した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施 ○既存コンクリート製の庇と外壁に、あと施工で鋼鉄製の下地組を取り付け化粧瓦を葺いていたものであるが、瓦葺き庇全体の重量に対して構造体が強度不足であったと考えられる。 | ○庇の設置はやめて外壁タイルで復旧工事を実施予定。 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H23/05/10 | 神奈川県内 | 研究所・工場 | 60mクレーン車で作業を始めるため、アームを起こす作業中にアームが倒壊しワイヤーが切れた。 | 負傷者2名 | ○特定行政庁において調査を実施 ○事故原因は不明 ○事業者には報告を求めているところ ○継続して調査中 | |

| 発生日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|--------|---|--------|--|---|
| H23/05/30 | 大阪府内 | | 鉄製の門扉(レールによる移動式)が強風で道路側に倒れ、門扉上部に取り付けていた忍び返が通行中の女性の首、唇に刺さった。門扉の大きさ～幅約4.1m、高さ1.6m | 重傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査中 ○強風により転倒したと考えられるが、原因は不明 ○継続して調査中 | |
| H23/06/06 | 愛知県内 | 事務所・倉庫 | 杭抜き重機の解体作業中に、ケーシングを吊っているワイヤーが切れ隣地駐車場に倒れた。 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○適性な耐荷重のワイヤーを使用していなかったことが原因であると考えられる。また、玉掛け位置が悪く、ケーシングの角部分でワイヤーを傷めたことも原因であると考えられる。 ○敷鉄板の確認、重機各連結箇所への抜け止めの確認など、重機転倒に対する対策は行われていた。 | 国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知等を行うよう依頼する予定。 |
| H23/06/14 | 大阪府内 | 学校 | 天井梁部側面の仕上材1枚(45cm×180cm)が剥離し、授業中の生徒2名へ落下。(生徒1名が背中にすり傷) | 背中にすり傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○該当部位の経年劣化が考えられるが原因の特定には至らなかった。 | 国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H23/06/15 | 大阪府内 | 学校 | 小梁下端の下地モルタル落下 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○施工不良が原因であると考えられるが原因の特定には至らなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○浮き部分のエポキシ樹脂注入による復旧 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H23/06/17 | 愛媛県内 | 共同住宅 | 鉄骨3階建てマンションの2階と3階のテラス状廊下が崩落 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○メンテナンス不備のため、鉄骨が腐食によるものと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該建物は使用禁止 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|-------|-------|----------------------------------|------------|--|--|
| H23/06/29 | 神奈川県内 | 共同住宅 | 2階住戸で洗濯物を干していたとき、ベランダが壊れて落下 | 顔・頭・顎の打撲血腫 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○ベランダ取付鉄骨金物の腐食によるものと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁により管理者へ維持管理指導を実施 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |
| H23/07/07 | 福岡県内 | | 解体工事中の観覧車支柱が倒壊し、同時にクレーン車2台も転倒した。 | 作業員1名が軽傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○地方整備局及び特定行政庁において調査を実施 ○未解体の部材のみで自立すると思っていたが、補強材の設置、仮設ワイヤーの設置の2つの転倒防止策を講じていた。何らかの原因で予想以上に転倒する力が働き、支えきれなかったのが原因と考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知等を行うよう依頼する予定。 |
| H23/07/11 | 愛知県内 | 公衆浴場 | 約15㎡のサウナ室のうち、半分程度の天井の仕上げ材が落下 | 軽傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施 ○石膏ボードを使用したことが原因である可能性はあったが原因の特定には至らなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者により貼付方法や下地の補強等を実施する。 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。 |